

第2章

プランの基本的な考え方

第2章 プランの基本的な考え方

1. プランの目的と基本理念

めざす姿は、**泉南らしい「男女平等の社会の実現」**

このプランは、市民、事業者、教育関係者などとの協働のもとで、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女平等の社会の実現を目的に策定するものです。

そのために、2011（平成 23）年 12 月に制定した「泉南市男女平等参画推進条例」にそって、8 つの基本理念を掲げ、市、市民、教育関係者、事業者がともに男女平等のまちづくりに取り組みます。

基本理念

- 1) あらゆる差別を受けることなく男女の人権が尊重されること
- 2) 性同一性障害を有する人などの人権についても尊重されること
- 3) 性別による固定的な役割分担の解消
- 4) さまざまな方針の立案及び決定に男女が平等に参画する機会が確保されること
- 5) 家事、育児、介護等の家庭生活と仕事などの活動の両立を図ること
- 6) 国際的動向に留意し、協調すること
- 7) 生涯にわたる性と生殖に関する事項については自らが決定する権利が尊重されること
- 8) 女性に対する暴力の根絶

2. プランの構成

第 3 次せんなん男女平等参画プランは、「プランの策定にあたって」（第 1 章）、「プランの基本的な考え方」（第 2 章）、「プランの内容」（第 3 章）、「プランの推進」（第 4 章）で構成しています。

第 3 章の「プランの内容」では、男女平等を推進する 5 つの基本目標を掲げて、その目標を達成するための「主要施策」、それに基づく「施策の内容」について記述しています。さらに、本プランを実効性のあるものとするために、基本目標ごとに「数値目標」を設定しています。

第 4 章では、これらの取り組みを総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・強化について記述しています。

●性同一性障害

身体の性別（Sex）と心の性（Gender）との間に食い違いが生じ、それに対して“障害”を感じている状態のこと。2003（平成 15）年に裁定された「性同一性障害者の性別取り扱い特例法」により、性別適合手術を受けた者については、条件付きで戸籍の性別を変えることができるようになった。

3. プランの体系

基本目標Ⅰ 男女平等参画で進める活力ある社会づくり

主要施策	施策の方向
1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進 【女性活躍推進計画】	①行政委員・審議会委員などへの男女平等参画の促進
	②事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大
	③市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大
2. 女性に魅力あるまちづくり	①女性のエンパワーメント支援
	②女性のネットワーク支援
3. 男女が協働で行う地域活動の促進	①地域活動における男女平等参画推進の基盤づくり
	②地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進
	③防災・災害復興対策における男女平等参画の推進

基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり【女性活躍推進計画】

主要施策	施策の方向
4. 就労の場における男女平等の促進	①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進
	②多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
	③農業や自営業に従事する女性への支援
5. ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援	①仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成
	②企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価
	③多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充
6. 男性にとっての男女平等参画の促進	①男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進

基本目標Ⅲ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

主要施策	施策の方向
7. さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援	①高齢者・障害者の生活の充実
	②ひとり親家庭への支援
	③在住外国人女性とその子どもの生活の充実
	④生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組
8. 相談機能の充実	①相談窓口の充実とネットワーク
	②相談にあたる相談員に対する研修の充実
9. ライフステージに対応した健康づくりの支援	①生涯をとおしての健康づくりの支援
	②性と生殖に関する取組の充実

基本目標Ⅳ 男女平等参画の意識づくり

主要施策	施策の方向
10. 男女平等参画の理解の推進	①男女平等参画の広報・啓発の推進
	②事業所等に向けての広報・啓発の推進
	③男女平等を推進する文化創造・表現活動の推進
11. 男女平等参画を推進するための教育の充実	①男女平等を推進する学校教育の充実
	②幼稚園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進
	③男女平等を推進する社会教育、学習の充実
12. 多様な選択を可能にする社会教育の推進	①女性の人材育成
	②生涯学習に関する情報の提供
	③社会教育に携わる人々への学習機会の提供
13. メディアにおける人権の尊重	①男女の人権を尊重した表現の推進
	②情報教育の推進

基本目標V あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり

【DV防止基本計画】

主要施策	施策の方向
14. あらゆる暴力の根絶	①男女平等の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進
	②暴力被害者へのワンストップ支援
	③児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援
15. DV防止計画の推進	①DV被害の防止
	②被害者に対する初期段階の支援の充実
	③生活基盤を整えるための支援
	④若年層へのDV防止教育及び相談